官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一五）　一
〔その他告示〕
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務二五九）　一
○小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を対象外国公館等として指定する基準を定める件（外務二二七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九五六～九七〇）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業八五）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通八三一）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一三）　四
○道路に関する件（四国地方整備局五二）　五
○道路に関する件（九州地方整備局七五、七六）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕　六
内閣　カジノ管理委員会　消費者庁
最高裁判所
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕　六
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
国家試験
令和八年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇六）　七
〔公　告〕　八
諸事項
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九
会社決算公告　三〇

規則

○国家公安委員会規則第十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準） **第二条の二**　法第三条の二第一項の規定により警察庁長官が指定することができる施設は、次のとおりとする。 一　天皇又は内閣総理大臣が出席する行事（屋外で行われるものに限る。）が行われる施設 二　天皇又は内閣総理大臣が三時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　総務大臣　林　芳正

政党の名称	令和八年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	一、三九八、〇九〇、〇〇〇円
国民民主党	二、七一五、四五四、〇〇〇円
参政党	一、九八九、〇七一、〇〇〇円

社会民主党
自由民主党
チームみらい
中道改革連合
日本維新の会
日本保守党
立憲民主党
れいわ新選組

○外務省告示第二百二十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項第二号又は第三号に規定する対象外国公館等として指定する基準を次のように定め、令和八年七月十四日から適用する。

令和八年七月十日

外務大臣　茂木　敏充

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項第二号又は第三号に規定する対象外国公館等として指定する基準

一　国際情勢等に鑑み、危害を受けるおそれのある外国要人若しくは賓客としての接遇が外交上特に必要であると認められる外国要人の所在する施設又は当該外国要人が参加する国際会議の準備若しくは運営のために使用される施設

二　外交上重要な国際会議又は外交上極めて重要な首脳会談等のために使用される施設

三　外国政府若しくは国際機関から指定の要請があった施設

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字上津川字ゴウシキ七一〇、七一二、七一六、七一八の一、七一八の二、七二〇の一、七二〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字東有田字祝原一三一一の一、一三一五の一、一三一五の二、一三一七の一、一三二五、一三二九の二、一三三一、九六三、〇〇〇円

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字羽田字宮山一八四三、一八四六、一八四七、一八五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮山一八四三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県由布市湯布院町川上字内野一一四の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四の四、字ツブレ一二〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字恵良字見良津一二三二の二、一二三二の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字ホリ田一二九八、字屋形渡リ一三一三、字神山奥一三三〇の一から一三三〇の三まで、字大久保一三六一（次の図に示す部分に限る。）、字ツヱ一三六五の一、一三六五の二、字榎木平一三六六、一三六八、字中田一三七〇、一三七六、一三七八、字後山一三七九の一、字通リ山荒神一三八一、字上ノ山一三八二、字通リ山一三八四、一三八七、字谷迫一三八五、字蕨原一三八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字右田字東青野二〇九の一、二〇九の四、二〇九の五、二〇九の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字門田字須平河内三七六の七〇から三七六の七六まで、三七六の一五三から三七六の一五六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字須平河内三七六の七六・三七六の一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字山移字恩田一三八の四、一三八の五、一三九、字雲瀬墓一四四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市緒方町中野字尾崎九〇四、字横平九二五、九三〇、九三二、字横平上一一三〇の一、一一三〇の六、一一三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎九〇四・字横平上一一三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字瀬戸石六四八三の四八・六四九五の一四四・六四九五の一四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六四九五の一四五から六四九五の一四七まで、六四九五の一四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸石六四九五の一四八・六四九五の一四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字花月字石河内四〇六〇の一から四〇六〇の五まで、四〇六〇の七から四〇六〇の一一まで、四〇六〇の一三、四〇六一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市余呉町中河内字大音波一二四一（次の図に示す部分に限る。）、一二三七の三、一二三八の一、一二三九、一二四〇、一二四一の一から一二四一の一六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市清滝字辻一八〇・一八一・一八三・一九二の一・一九三の一・一九六の一・一九七の一・一九八の一・二〇四の一・二〇五から二〇八まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二、二一一から二一四まで、字奥ノ谷一一六五・一一六七・一一六九・一一七九・一一八一・一一八二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一一五七から一一五九まで、一一六〇の一、一一六一から一一六四まで、一一六六、一一六八、一一七〇から一一七八まで、一一七三の三まで、一一八〇、字作助一一八三から一一九〇まで、一一八四の一、一一九二から一一九四まで、字丸山一二〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市上野字伊吹山一八五五の二九（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和八年七月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5316	株式会社ＥＶモーターズ・ジャパン	福岡県北九州市若松区向洋町二十二番地一	令和八年四月十四日から令和九年四月十三日まで

○国土交通省告示第八百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
中央自動車道　東近江市蛇溝町字長谷野一一五九番二から同市蛇溝町字長谷野一二五〇番二まで　令和八年七月十日九時
西宮線

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和八年七月十日

観光庁長官　村田　茂樹

(一)
一　登録年月日　平成二十四年二月二十一日
二　登録番号　第三十七号
三　名称　株式会社　ジャッツ
四　住所　東京都品川区東大井二丁目十三番八号
五　代表者の氏名　石黒　祥隆
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都品川区東大井二丁目十三番八号
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社ジャッツ　本社
八　研修業務の開始日　平成二十四年四月十四日
(二)
一　登録年月日　令和三年四月十三日
二　登録番号　第六十四号
三　名称　一般財団法人日本旅行業振興協会
四　住所　東京都港区六本木四丁目九番二号俳優座ビル七一一室
五　代表者の氏名　石川　尚代
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号ＫＴ新宿ビル五階
七　研修業務を行う事務所の名称　一般財団法人日本旅行業振興協会
八　研修業務の開始日　令和三年四月十三日
(三)
一　登録年月日　令和三年四月十三日
二　登録番号　第六十五号
三　名称　株式会社日佳国際旅行
四　住所　東京都台東区上野五丁目十二番九号第三江波戸ビル五〇二
五　代表者の氏名　高橋　美佳
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都台東区上野五丁目十二番九号第三江波戸ビル五〇二
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社日佳国際旅行
八　研修業務の開始日　令和三年四月十三日

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡越知町越知字樫谷丁二六一五番二から同町越知字五味ノ畝丁二六四一番二

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十日

○九州地方整備局告示第七十五号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	五十七号
三　沿道区域	
区間	沿道区域の最大幅員
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで	延長　七・〇〇メートル
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで	延長　六・七一五キロメートル

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十六号

令和八年七月十一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで（熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

七月八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

質問書転送

七月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＨＰＶワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書

参議院

議案提出

七月八日議員から次の議案が提出された。

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（舟山康江外七名発議）（参第一五号）

議案付託

七月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）　農林水産委員会に付託

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）　農林水産委員会に付託

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）　国土交通委員会に付託

議決通知

七月八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

報告書提出

七月八日委員長から次の報告書を提出した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）審査報告書

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

七月八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　佐藤　伸樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月八日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課長）内閣府事務官　鈴木　直人

関東信越国税局に出向させる

（東京国税局査察部査察総括第二課長）財務事務官　奈良場仁彰

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課長）に転任させる（以上七月十日）

消費者庁

（東京地方検察庁検事）検事　安實　涼子

内閣府事務官（法務監理官）に併任する

（東京高等検察庁検事）同　久保　浩

内閣府事務官（法務監理官）の併任を解除する（以上七月十日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　丹羽　健悟

福岡地方裁判所判事補に補する

福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる

小倉簡易裁判所判事に補する（七月二日）

広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　絹川　泰毅
広島高等裁判所岡山支部長を命ずる
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　藤原美弥子
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
岡山簡易裁判所判事に補する（以上七月三日）
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　市原隆一郎
東京家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京地方裁判所判事補に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事　岡本　英昭
竹原簡易裁判所判事に補する
兼ねて呉簡易裁判所判事に補する（以上七月四日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事菱田泰信は七月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事角南昌伸は七月三日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する　山本　達雄
（岡山大学名誉教授）
従四位に叙する　古川　隆夫
池澤　典昭　工藤　良裕
正六位に叙する（各通）　平田　英夫
川名　泰弘　境　征也
古江　正美　古川　浩平
従六位に叙する（各通）　谷口　忠次
安江　治之　緑川　宏幸
正七位に叙する（各通）　渡邉日出男
従七位に叙する（以上六月一日）　那須　孝雄
井上　肇
（九州大学名誉教授）　高岡　宣雄
従四位に叙する（各通）　古来　文雄
従五位に叙する（各通）　齊藤　博
小林　紀夫　野田　昭一
正六位に叙する（各通）　櫛引　健治　國近　茂
奥迫　等　長島　清　浜野　幸治　山下　正実
吉田　學
従六位に叙する（各通）　杉山　繁雄
正七位に叙する　石原　和裕
従七位に叙する（以上六月二日）　首藤　達也
市嶋　正巳　中井　隆男
菅根　順之
従五位に叙する（各通）　内田　一岐
正六位に叙する　鹿内喜佐男
大島　久勝　小笠原　丕
須藤　修司　安本　勝彦
従六位に叙する（各通）　軒名　孝
正七位に叙する　鳥越　弘義
伊澤　弘志
従七位に叙する（各通）（以上六月三日）　大坪　敏男
従四位に叙する（六月六日）　河野　洋平
従二位に叙する（六月八日）

○叙勲

（岡山大学名誉教授）　古川　隆夫
瑞宝中綬章を授ける　池澤　典昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　緑川　宏幸　工藤　良裕
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）　那須　孝雄　安江　治之
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月一日）　古江　正美
瑞宝単光章を授ける（各通）　高岡　宣雄
（九州大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　奥迫　等　櫛引　健治
瑞宝双光章を授ける　長島　清　浜野　幸治　杉山　繁雄
吉田　學　山下　正実
瑞宝双光章を授ける（各通）　高田　宇一
瑞宝単光章を授ける（以上六月二日）　軒名　孝
瑞宝双光章を授ける　伊澤　弘志　宮崎　昭二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三日）　鳥越　弘義

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　山形県立加茂水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）小山　和彦
（変更後）奥山　浩之
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）小山　和彦
（変更後）奥山　浩之
三　変更年月日　令和八年四月一日

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	三十三号
(三) 占用を制限する区域	高知県高岡郡越知町越知字樺谷丁二六一五番二から同町越知字五味ノ畝丁二六四一番二
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
(七) 図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

備考

国家試験

令和８年度土地改良換地士資格試験の実施について

令和８年度土地改良換地士資格試験の実施について、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月10日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　試験の実施期日　令和８年10月18日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、知識についての試験はマークシート方式、実務についての試験は記述式により、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年７月10日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局等（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、簡易書留又は一般書留で、変更受験地及びその理由を令和８年９月11日（金）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験を希望する受験地の地方農政局等に郵送により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　令和８年７月10日（金）から令和８年９月４日（金）まで（締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書等の交付　受験願書等（受験願書、試験免除申請書及び受験案内をいう。）は、令和８年７月10日（金）から令和８年８月25日（火）まで地方農政局等及び都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送による交付を求める場合には、封筒の表に朱書きで「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、140円切手を貼った宛先明記の角形２号の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、令和８年11月17日（火）に農林水産省のウェブページに掲載して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号

北海道士別市東２条北３丁目１７番地
清算株式会社　しずお建設運輸株式会社
代表清算人　今井優子
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（ヒ）第３号

北海道士別市武徳町四十六線東三号
清算株式会社　かわにしの丘しずお農場株式会社
代表清算人　今井優子
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（ヒ）第３号

千葉県茂原市八千代三丁目13番地９
清算株式会社　株式会社竹膳
代表清算人　新沢　敏夫
１　決定年月日　令和８年６月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所一宮支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００１号

青森県八戸市柏崎一丁目６番６号
清算株式会社　株式会社Ｋ＆Ｋ
代表清算人　神山　智子
１　決定年月日　令和８年６月２５日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社Ｋ＆Ｋ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

（１）弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

（２）弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び放棄

（１）一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

（２）一般債権の放棄

各一般債権者は、上記（１）の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記（１）の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

（３）追加弁済

上記（１）による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記（２）による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

１　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、神山智子が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

２　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

以上

青森地方裁判所八戸支部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画取消

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月三十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和八年七月四日
掲載頁　二十五頁
（乙）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和八年七月四日
掲載頁　二十五頁

令和八年七月十日
長野県佐久市平賀五三七二番地イ
（甲）芙蓉酒造株式会社
代表取締役　依田　方伯
長野県佐久市平賀五三七二番地一
（乙）浅間酒造有限会社
代表取締役　依田　昂憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日
大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五
（甲）合同会社アクトリンク
代表社員　青木　孝諭
大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五
（乙）合同会社アークライズ
代表社員　青木　孝諭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日
大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五
（甲）合同会社アクトリンク
代表社員　青木　孝諭
大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五
（乙）合同会社アークライズ
代表社員　青木　孝諭

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　八十五頁（号外第一一〇号）

令和八年七月十日
広島市東区二葉の里三丁目三番一号
（甲）株式会社イズミ
代表取締役　町田　繁樹
岡山県高梁市落合町阿部一七〇〇番地
（乙）備中開発株式会社
代表取締役　國長　謙司

吸収分割公告

当社（甲、住所新潟県長岡市城岡三丁目二番二〇号）は、吸収分割により日本精機株式会社（乙、住所新潟県長岡市東蔵王二丁目二番三四号）の一部の製造事業（自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造機能ならびにセンサーおよびセンサーシステムの製造機能）に関する資産、契約及びその他の権利義務を承継する（ただし、債務は一切承継しない）ことにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項の定めにより、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一三七頁（号外第一三〇号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年七月十日
新潟県長岡市城岡三丁目二番二〇号
エヌエスアドバンテック株式会社
代表取締役社長　茅野　徹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アポエド（住所広島県福山市春日町四丁目一番三八号）に対して当社の丸ぼし事業以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十日
広島県福山市春日町四丁目一番三八号
有限会社空
取締役　佐藤　光正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日
札幌市中央区南一条西一丁目三番地板谷ビル八F
合同会社Ｎ十１
代表社員　岩間　翔吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＩとらすと配送とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日
宮城県富谷市富ケ丘一丁目二七番二〇号エスコートタウン富谷一Ｆ
合同会社ムカエノ家
代表社員　峰尾　幸美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十日であり、組織変更後の商号は東鵬国際株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日
埼玉県川越市下赤坂一八六〇番地一五〇
東鵬国際合同会社
代表社員　金　雪波

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十五日であり、組織変更後の商号はイエス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都世田谷区駒沢五丁目九番九号サンク駒沢三〇一

イエス合同会社

代表社員　行松　陽介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都立川市栄町四丁目三四番一五号ｈｘｘ一Ｆ

HURUS合同会社

代表社員　武田　夢翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＴＳＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都江東区南砂四丁目五番二四号

合同会社ＴＳＭ

代表社員　斎藤　貴史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都渋谷区道玄坂一―一六―六　二葉ビル八Ｂ

合同会社ヤマリキエッジ

代表社員　山本　力弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都立川市栄町四丁目三四番一五号ｈｘｘ一Ｆ

ＭＯＮＴＡＮＡ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ合同会社

代表社員　降簱　正文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社Ｔｏｔｓｕｋａ　Ｔｅｃｈ

代表社員　高橋　優輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十一日であり、組織変更後の商号はａｍａｇａｋｅ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都港区白金台五丁目一五番五号トゥワインデール二階　ａｍａｇａｋｅ合同会社

代表社員　上田　春紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都大田区蒲田一―一―一〇蒲田シティハウス七〇四

合同会社ＨＡＧＵＭＵ

代表社員　今井　大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田甲一七四五番地一

パノラマ合同会社

代表社員　パドック・デイビッド・アンドリュー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

富山市神通本町一丁目八―一一　メゾネット林Ｂ

合同会社ＵＲＡ

代表社員　浦崎　将臣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はシムコード株式会社とします。効力発生日は令和八年八月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月十五日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

兵庫県芦屋市奥池南町七―一八

シムコード合同会社

代表社員　武仲　秀晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

大分県大分市中島東二丁目三番七号パールシャトー中島五〇二

トーキョースタイル合同会社

代表社員　漆間　志織

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

鹿児島市新栄町一九番一五号

枝元運送合資会社

代表社員　枝元　幸子

資本金の額の減少公告

当行は、資本金の額を百七十五億円減少し、三百十三億六千八百三十四万一千八百十九円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十日

茨城県土浦市中央二丁目一一番七号

株式会社筑波銀行

取締役頭取　生田　雅彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千六百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二日

掲載頁　八十四頁（号外第一四八号）

令和八年七月十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．七階

株式会社Ｔ．Ｆ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　福迫　武文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億七千二百四十五万九千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://toggle.co.jp/

令和八年七月十日

東京都港区六本木一丁目六番一号

トグルホールディングス株式会社

代表取締役　伊藤　嘉盛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し八百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十日

東京都千代田区有楽町一丁目五番二号一一Ｆ

株式会社オクタゴン

代表取締役　宮上　昌樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百万円減少し四千六百二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

https://kesan.info/400012325.html

令和八年七月十日

名古屋市東区東大曽根町一二番一〇号

伊藤電機株式会社

代表取締役　伊藤　正樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十日

京都市右京区西京極殿田町九番地三

有限会社菱村鉄工所

取締役　菱村　惠子

資本金の額の減少公告

当会社は、令和八年七月一日の株主総会の決議により資本金の額を五百万円減少し八百四十万円とする決定をしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十日

佐賀県杵島郡江北町大字山口１６０２番地

江北金融有限会社

代表取締役　江頭　昭

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三日

掲載頁　二二九頁（号外第一四九号）

令和八年七月十日

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル九〇三

株式会社クロスリンク

代表取締役　矢野　敦子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少し三十四億八千三百三十九万千五百二十一円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/86970/announces

令和八年七月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目一番一二号

株式会社Ｇａｕｄｉｙ

代表取締役　石川　裕也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億九千五百十六万六千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十日

大分県大分市都町一丁目三番一九号

ジェイリース株式会社

代表取締役　中島　土

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億六七三五万五千円、資本準備金の額を金二億五四八八万八三七三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二日

掲載頁　二頁

令和八年七月十日

東京都中央区日本橋小網町一〇番二号

株式会社桜井グラフィックシステムズ

代表取締役　若尾　篤志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月一日付で予定している募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を十一億七千五百万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　二頁

令和八年七月十日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＦＰＧ　Ａｉｒ

代表取締役　安嶋　新

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億六千九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　五十九頁（号外第二六三号）

令和八年七月十日

岐阜県大垣市久徳町一〇〇番地

株式会社ＣＯＲＥ

代表取締役　小川　哲史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井一一二番地

佐井定期観光株式会社

代表取締役　齊藤　諭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

東京都府中市八幡町三丁目一七番地の一五

株式会社タイロス

代表取締役　渡部　紳二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

東京都港区西麻布二丁目一三番一五号

横芝商事株式会社

代表取締役　實川　幸一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

横浜市中区本町一丁目五番地二

株式会社近藤不動産

代表取締役　伊東　典子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

新潟市中央区下大川前通四ノ町二二三〇番地一二

敦井株式会社

代表取締役　敦井　一友

第７期決算公告　令和８年７月10日

東京都千代田区内幸町２丁目１番１号

ＫＬＫＧホールディングス株式会社

代表取締役　久保　敬二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,021
	固定資産	35,830,332
	合計	35,853,354
負債及び純資産の部	流動負債	8,157
	固定負債	0
	株主資本	35,845,196
	資本金	10,000
	資本剰余金	35,820,332
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	35,810,332
	利益剰余金	14,863
	その他利益剰余金	14,863
	（うち当期純利益）	(2,033,452)
	合計	35,853,354

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十日

静岡県沼津市御幸町九番一八号

小林電気工業株式会社

代表取締役　小林　克也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

愛知県豊川市伊奈町北村一五六番地

ヨーキ産業株式会社

代表取締役　中西　現

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

名古屋市中川区柳島町三丁目二四番地

中部増成機械工業株式会社

代表取締役　市岡　佳子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号

オザックス株式会社

代表取締役　海老沼英次

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

大阪府大阪市中央区道修町二丁目一番五号

東洋製薬化成株式会社

代表取締役　西村　英克

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三四番地の八

井原生コン株式会社

代表取締役　志多木勝俊

代表取締役　小玉　剛彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三四番地の八

井原運輸株式会社

代表取締役　小玉　剛彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三一番地の七

井原砕石株式会社

代表取締役　志多木勝俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

熊本市中央区九品寺六丁目二番三五号

富田薬品株式会社

代表取締役　富田　久雄

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を十株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年八月一日です。

令和八年七月十日

埼玉県所沢市西所沢一丁目二〇番三号

株式会社ダイヤシティプランニング

代表取締役　高鷹　卓也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフォン・フランシス・パク・ラムが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都新宿区中井二丁目一九番一号四の坂テラス二二

ヴェクター・テクノロジー・ソリューションズ・リミテッド

日本における代表者

フォン・フランシス・パク・ラム

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉原秀輔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

大阪市中央区松屋町三番二三―一三〇三号

DEKANTA ALCOHOL TRADING INTERNATIONAL PTE. LTD.

日本における代表者　吉原　秀輔

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年八月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年七月十日

大阪府堺市西区浜寺元町五―七八五―二

株式会社カトーコーポレーション

代表取締役　加藤　進英

任意清算公告

当法人は、令和八年六月二十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

埼玉県川口市中青木一丁目一番二五号

税理士法人小林合同会計

社員　小林　政仁

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一七	下	一九〜二五	〃　〃	行頭をそれぞれ一字下げる。
一〇	上	一二	鮫浦、前綱浜（印刷誤り）	鮫浦、前網浜（原稿誤り）
七四		終りから一二	279,000円	279,700円

令和八年七月二日（号外特第三十二号）公布条約第十一号（万国郵便連合一般規則の第五追加議定書）

令和八年七月三日（号外第百五十号）国家公安委員会告示第三十号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第八条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象原子力事業所等を指定する件）

令和八年五月十八日官庁報告欄労働の部（船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示）